

丸山雅夫『少年法の理論と実務』
(2022年2月28日第1版第1刷発行)

訂 正 表

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正いたします。

248頁の「(4) 2021年改正と逆送規定」の第2段落1行目。

【誤】

「むしろ、より重要なのは、④4条が改められたことにより、20条1項(18歳未満の刑事処分相当検送)の判断を除いて、判事補の単独による裁判が認められることになった点である。この改正によって、18歳未満の原則逆送判断および特定少年に係るすべての逆送判断が、判事補単独でできることになった。」

【正】

「むしろ、より重要なのは、④4条が改められたことにより、20条1項および62条1項(65条4項参照)の判断を除いて、判事補の単独による裁判が認められることになった点である。この改正によって、特定少年および18歳未満の原則逆送判断については、判事補が単独でできることになった。」